

柏崎市立半田小学校 いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

※ いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（令和2年 新潟県条例第59号 令和2年12月25日公布）

新潟県いじめ等の対策に関する条例

（定義） 第2条 この条例において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この条例において「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

1 いじめ防止等の基本的な考え方

（1）いじめに対する基本認識

「いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり人として決して許されない行為である」という、いじめに対する認識を全教職員で共有する。いじめ防止対策推進法第4条では、「児童は、いじめを行ってはならない。」（いじめの禁止）とされている。

そして、「いじめは、どの学校・学級でも起こり得るものであり、いじめ問題に全く無関係で済む児童はいない」という共通認識に立ち、児童が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにするため、いじめ防止対策推進法第8条に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

（2）学校及び学校の教職員の責務（いじめ防止対策推進法第8条）

学校及び学校の教職員は、当該学校に在籍する児童の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

2 いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、生活指導主任、養護教諭、その他の関係する職員等による「いじめ不登校対策委員会」を設置して、同委員会を定期的に開催し、本方針に基づく取組の実行、進捗状況の確認、定期的検証等を行う。

また、いじめ等が発見された場合は臨時に開催し、早期対応にあたる。

3 いじめの未然防止の取組

(1) 分かりやすく意欲がもてる授業づくり

- ①基礎的・基本的な学習内容の定着
- ②仲間と関わり合い、互いの考えを生かした問題解決の重視
- ③「学習のやくそく」や「あたたかい聞き方」、「やさしい話し方」の習慣化、定着化

(2) 道徳教育の充実

- ①自分の思いを素直に表現し、相手の気持ちを考えて行動しようとする態度と実践力の定着を図る道徳授業の工夫
- ②「思いやり朝会」とその後の道徳授業によるソーシャルスキルトレーニングの実施
- ③全校縦割りのフレンズ班活動を通して、お互いの違いを認め合い思いやりのある行動をしようとする心情の育成を図る

(3) 特別支援教育の充実

- ①特別な支援を要する児童についての正しい理解指導
- ②特別支援教育についての保護者への理解を促す働きかけ（PTA総会や移行学級での説明、講演会、広報等）

(4) 人権教育、同和教育の充実

- ①相手の気持ちを大切にし、思いやりをもって接する態度の育成
人の心の痛みが分かり、ともに支え合い、高め合う人間関係の育成
- ②一人一人のよさや違いを認め合うことの大切さを実感させ、人権意識・自尊感情を育む活動の充実
- ③「いじめ防止学習プログラム」に基づき、いじめの本質や構造を正しく理解させ、いじめを「しない・許さない」強く優しい心を育成する学習の組織化

(5) 特別活動の充実

- ①あたたかい人間関係のもと、望ましい集団活動を通して集団の一員としての所属感や連帯感の育成
- ②フレンズ班による活動の重視（清掃、運動会、松の実フェスティバル等）

(6) 学級経営の充実

- ①人権尊重の精神に貫かれた学級づくりにより、仲間への思いやりの心を育成
- ②話し合い活動、学級会、協力し合う活動、良いと判断したことを自ら実践する活動の工夫
- ③児童の居場所づくり・絆づくりを大切にしたい学級経営

(7) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ①全校児童のインターネットの使用状況等の現状把握
- ②児童及び保護者に対する情報モラル教育や啓発活動の実施

4 いじめの早期発見のための取組

(1) アンケート調査の実施

いじめを早期に発見するための児童へのアンケート調査の実施
（Ｑ－Ｕと「心のキャッチボールアンケート」実施）

(2) 教育相談の実施

アンケート調査の実施後、全校児童を対象とした教育相談を実施する。

(3) 日記や連絡帳の活用

日記や連絡帳を活用して、児童及び保護者との連絡を密にし、信頼関係を構築する。

5 いじめに対する早期対応

- (1) 教職員は、いじめに関する相談を受けた場合、またはいじめと思われる行為を見つけた場合は速やかに管理職に報告する。
- (2) 校長は、速やかにいじめ防止対策委員会を開催し、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じ、いじめと認知した場合は、教育委員会に電話で第一報を入れ、その後「いじめ状況報告書」により報告する。
- (3) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせるとともに、その再発を防止するためいじめ防止対策委員会が中心となって対応を協議し、いじめを受けた児童及び保護者に対する支援と、いじめを行った児童に対する指導、並びにその保護者に対する助言を継続的に行う。
- (4) 校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童について、いじめを受けた児童が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめを受けた児童が安心して教育を受けるために必要な措置を講ずる。
- (5) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては警察署等と連携して対処し、児童の生命身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。
- (6) いじめを行った児童に対して、心理的な孤立感・疎外感を与えることがないようにするなど一定の教育的配慮の下に、いじめの非人間性やいじめが他者の人権を侵す行為であることに気付かせ、他人の痛みを理解できるようにする指導を継続して行う。
- (7) 加害行為がやんでいる状態が3カ月継続し、被害児童が心身の苦痛を感じていないことが認められた場合、いじめが解消したと判断する。

6 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

- ①いじめにより児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ・児童が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合 など
- ②いじめにより児童が相当の期間（年間30日を目安とする）、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- ③児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

(2) 重大事態への対応

- ①学校は重大事態が発生した場合、速やかに教育委員会へ事態発生について報告する。
- ②いじめ防止対策委員会を中核に、教育委員会と連携して、以下の事項に留意し、初期調査を実施する。
 - 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつごろから）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を、可能な限り網羅的に調査し、明確にする。
 - 在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査の実施に当たっては、いじめを受けた児童や情報を提供した児童を守ることを最優先として調査を行う。
 - 質問紙調査の実施により得られた結果については、いじめを受けた児童又はその保護者に提供する場合があることを予め調査対象となる児童やその保護者に説明する等の措置をとる。
 - 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
 - 民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであるとの認識の下、調査に当たる。

○いじめを受けた児童からの聴き取りが可能な場合

- ・いじめを受けた児童からの聴き取りにおいては、事情や心情を十分に聴き取る。
- ・いじめた児童等に対して適切な指導を行い、いじめ行為を速やかに止める。
- ・いじめを受けた児童の状況に合わせた継続的な心のケアに努め、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

○いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合（いじめを受けた児童の入院や死亡等の場合）

- ・当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と調査について協議してから着手する。

③いじめを受けた児童及びその保護者に対して、調査の結果を適時・適切に情報提供する。

○調査結果を教育委員会に報告し、調査結果を踏まえた必要な措置をとる。

7 教職員研修と保護者説明会の実施

（１）いじめ防止等に関する教職員研修の実施

いじめの防止等（いじめの未然防止・早期発見・早期対応）に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、日々の観察の仕方等、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

（２）いじめ防止等に関する保護者説明会の実施

P T A総会等を利用して、学校いじめ防止基本方針、いじめ防止等に関して保護者に協力いただきたいこと等を説明する機会を設け、いじめの防止等に関する保護者の意識向上を図る。

8 いじめ防止の年間計画

「いじめ防止対策委員会」が中核となつて行う会議の開催時期、校内研修等の開催時期、その他個別面談や教育相談等のいじめ防止等に関する取組の年間計画を作成する。

【別表：いじめ防止等のための年間指導計画】

9 学校評価と基本方針の検討

（１）学校評価における留意事項

学校評価において、いじめ防止等の取組内容の評価・改善を図るとともに、学校関係者評価を活用して、学校と家庭・地域の連携・協力体制の下、いじめ防止等に関する取組を推進する。また、その評価結果を年度末に「学校評価報告書」に記載して、教育委員会に報告する。

（２）学校いじめ防止基本方針の検討

学校いじめ防止基本方針の策定から３年を目途として、国及び県、市の動向等を勘案して、基本方針を見直し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

10 家庭・地域への啓発と広報

策定した学校いじめ防止基本方針は、学校のホームページで公開する等の工夫を行い、周知を図る。また、学校だより等で、家庭・地域に対して、いじめを防止することの重要性や理解を深めるための啓発を行い、互いに連携していじめ防止の取組を推進するための広報に努める。

令和５年４月改正